

令和3年調布市教育委員会第4回臨時会会議録

1. 日 時 令和3年8月23日午前9時00分～午前9時30分（0時間30分）
1. 場 所 教育会館4階 教育委員室
1. 出席委員 教 育 長 大和田 正 治
教育長職務代理者 奈 尾 力
委 員 細 川 真 彦
委 員 福 谷 文 夫
委 員 榎 本 竹 伸
委 員 千 田 文 子
1. 出席説明員 教 育 部 長 小 林 達 哉
教育部副参事兼指導室長 所 水 奈
教 育 部 次 長 高 松 春 美
教 育 部 副 参 事 兼
指導室学校教育担当課長 高 橋 慎 一
教 育 総 務 課 長 鈴 木 克 久
学 務 課 長 丸 山 義 治
学 務 課 主 幹 渡 辺 賢 治
指導室統括指導主事 濱 田 昌 也
1. 会議録署名委員 教 育 長 大和田 正 治
教育長職務代理者 奈 尾 力

○大和田教育長　　おはようございます。ただいまから令和3年調布市教育委員会第4回臨時会を開会いたします。

　　ここでお諮りいたします。国による緊急事態宣言期間の延長や、都内、市内の新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえた上で、調布市立学校の夏季休業日の追加指定、第2学期の学校教育活動等について御協議をいただくため、急遽、臨時の教育委員会を開催することといたしました。

　　このため、通常であれば、開催について周知の上、公開で委員会を開催するところではありますが、そのいとまがなかったことから、調布市審議会等の会議の公開に関する条例第4条ただし書きを準用し、事前公表することなく開催しております。

　　つきましては、会議録の公開をもって会議の透明性を確保することといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○大和田教育長　　御異議なしと認めます。よって、本日の臨時会は会議録の公開による対応とすることに決定いたしました。

日程第1　令和3年調布市教育委員会第4回臨時会会議録署名委員の指名について

○大和田教育長　　これより日程に入ります。

　　日程第1、令和3年調布市教育委員会第4回臨時会会議録署名委員の指名について。本件については、調布市教育委員会会議規則第29条の規定により、奈尾教育長職務代理者を指名し、教育長の私、大和田とともに署名委員といたします。よろしく願いいたします。

日程第2　協議題

○大和田教育長　　次に、日程第2、協議題に入ります。

　　令和3年度における調布市立学校の夏季休業日の追加指定、第2学期の学校教育活動等についてを議題といたします。本件について、所指導室長から説明を願います。

○所教育部副参事兼指導室長　　令和3年度における調布市立学校の夏季休業日の追加指定、第2学期の学校教育活動等について御説明いたします。

　　本日協議題として上げさせていただきました理由は、緊急事態宣言期間の延長、そして、現在、市内の新型コロナウイルス感染症の感染急拡大の状況を踏まえ、8月27日からの第2学期について予定どおり開始するのか、何らかの対応策を講じるのか、このことについて

て委員の皆様にご協議いただきたいがためでございます。

新型コロナウイルスの変異株につきましては、全国的にも感染が急拡大しており、本市においても同様の状況でございます。こちらは参考資料がありますので、御覧いただけたらと思います。

連日、60から70人、日によっては100人を超える感染者を確認するとともに、ここ2、3週間におきましては、10歳未満及び10歳代の子どもたちの感染者の報告も増加傾向にあります。また、市立保育園におきましても休園するなど、予断の許さない状況となっております。

子どもたちの学習機会と学力を保障する、このことは学校の使命、役割ではありますが、このような感染急拡大の状況下においては、子どもたちの命と健康をまずは第一に優先すべきであると強く認識し、この対応について提案させていただくものでございます。

提案させていただく具体的対応につきましては、資料1の2、具体的対応についてを御覧ください。

まずは夏季休業日の追加です。(1)8月27日から9月5日までの期間を夏季休業日に加えます。この期間を加えることにより、夏季休業日が9月5日まで延長されることになります。

そして、(2)第2学期の開始を9月6日月曜日とします。この日を始業式とし、登校日とします。登校日としたのは、長期にわたる休業日の後、教員が子どもたちの状況を直接会って把握するため、また子どもたちに学期の節目としての自覚を持たせるため、そして、翌日からのオンライン授業に向けての指導をするためでございます。感染予防が第一でありますので、午前中、短時間で済ませることといたします。

さらに、9月12日日曜日までが緊急事態宣言下であることから、(3)9月7日から9月10日までオンライン授業を実施します。子どもたち1人に1台貸与した端末を活用してまいります。

主な対応は以上となりますが、このほかにも配慮事項がありますので、御報告いたします。

まずは、中学校における部活動についてです。9月12日日曜日までは部活動は原則中止といたします。ただし、大会参加等やむを得ない場合のみ、最小限での練習等は認めます。

次に、給食についてです。始業式、オンライン授業を実施する9月第2週は給食なしとします。そして、家庭にいられない子どもたちについてでございます。学校では教員がオ

ンライン授業をしておりますので、その指導を直接受けることといたします。この場合、給食がないため、昼食は家庭から持参したお弁当を食べることとなります。

追加した夏季休業期間、8月27日から9月3日につきましては、通常の夏季休業日と同様に、学童及びユーフォーを利用できます。

なお、今回の対応を契機に、子どもたちには感染拡大防止、感染予防への意識を高め、一人一人が主体的に感染予防に向けた行動ができるよう、改めて指導する貴重な機会といたしたいと考えています。始業式の際には、校長講話等で子どもたちの心に響く話をするようお願いしてまいります。

また、感染予防は保護者の御理解と御協力が不可欠です。学校便りや各校から保護者あての通知文等により感染拡大防止、感染予防について啓発してまいりたいと思います。

説明は以上となります。御協議のほどよろしくお願いいたします。

○大和田教育長 以上で説明は終わりました。本件について質疑、意見等がありましたらお願いいたします。はい、福谷委員。

○福谷委員 オンライン授業ですけれども、生徒の受け手の体制は、例えばタブレットはあるにしても、技術的なものとかそういうことについては差が出てくるのかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 これまでも1学期の間、各校に対しては、いつ学級閉鎖や学年閉鎖になってもオンライン授業に対応できるように、子どもたちにはグーグルミー等を使ってつながれるように、そういう指導を1学期の間にしておいてくださいということはお願しておりました。

なお、今回、全校一斉にということになりますので、9月5日までには、もう一度、オンラインでつながれるかどうかというものを各校で確認していただきたいというような形をお願いしていく所存でございます。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 発信するほうですけれども、例えば中学校だったら、各教科で各学級ごとの生徒について、例えば教科の先生が各学級の生徒にオンラインで発信するという形で、かなり細かい状態で発信されるのでしょうか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 グーグルクラスルームのところの中に、子どもたちの学

級の部屋もありますけれども、教科担当の部屋もつくっているところでもありますので、ここからの配信という形になります。

○大和田教育長 福谷委員。

○福谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 その教科担当というのは、小学校の場合には、学年に向けての配信ができるということですか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 小学校の場合ですと、学級担任制ということでもありますので、それぞれの学校では学級ごとにクラスルームをつくっています。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 学年ごとの配信はできないのですか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 学年ごとでも配信することができます。

○大和田教育長 千田委員，よろしいですか。

○千田委員 先日の定例会のときにも、オンライン授業が得意な先生と得意ではない先生との話があったと思うのですけれども、学びの保障の観点からいうと、時間的にもかなり準備が必要なことになるだろうから、小学校でも可能な限り教科担任制的な動きをしていったほうがいいのかなど。これは学校の工夫になるのだろうと思いますけれども、そういう環境が整っていることで安心しました。ありがとうございます。

○大和田教育長 ほかにございませんか。榎本委員。

○榎本委員 このオンライン授業というのは、通常の時間割にのっとって、通常時間やるということですか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 一応その予定でございます。ただ、オンラインということで、通常の対面の授業とは勝手が違う、そういうこともありますので、8月27日から9月7日までの期間につきましては、学校のほうで準備をして、計画も立てて、しっかり整えていくという形になります。

○大和田教育長 榎本委員，よろしいですか。

○榎本委員 ありがとうございます。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 今日の御説明の措置はもうやむを得ないことだと思います。その中で、オンライン授業中にアクシデントがもし発生したら、よく音声が止まるとか画像が止まってみたいなのを聞くわけなのですけれども、そういった場合の連携と申しますか、そこら辺りが考えられているのかどうかというのが1つ。

あと2つありますが、もう1つは、12日までが緊急事態宣言なわけですけれども、こういう状態が続いて、再々再延長した場合の対応は何かもうお考えなのかどうか。

それから、3点目ですけれども、先日、ファクスをいただいた中で、家族の中で子どもだけ1人残されている、そういう家庭の把握はどこかでできているのかどうか。学校がすべきなのか、あるいは福祉のほうで何かそういう手だてがあるのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

3つお願いします。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 まずはICT機器利用についてのアクシデント等についてでございます。学校のほうでオンライン授業をやっておりますので、まず当面は学校のほうでの対応になるかと思っておりますけれども、そこでも解決できないというものは、教育委員会のほうに多分連絡が来るかと思っております。そこで対応できるものにつきましては対応して、こちらも指導係等おりますので、子どもたちに円滑なオンライン授業ができるようにしてまいりたいと思っております。

第2点目の9月12日以降の対応についてでございます。宣言が解除されれば、そのまま通常授業ということになるのですけれども、延長となった場合には、そのときの感染状況を見て、例えば感染者数が下降気味であるとか、まだまだ上昇気味であるとか、様々な状況があるかと思っておりますが、適切な措置を講じていきたいと考えております。

ただ、子どもの学びの保障、あと学校は福祉的な役割も担っていることから、できるだけ子どもたちが通えるような体制を組みたいと思っております。通常授業とはいってしましても、感染が不安でちょっと学校に行かせられないというお子さんに対しては、オンライン授業もできるとか、ハイブリッドの方法もあるかなと思っております。

そのことに関しましては、今回、9月7日から10日までオンラインの授業を実施してまいりますので、その中で課題であるだとか成果であるとかを検証して、実際どこまでできるのかというところは考えていきたいと思っております。

第3点の、子ども1人が家に残っている家庭等の把握につきましては、学務課からご説明します。

○大和田教育長 丸山学務課長。

○丸山学務課長 児童・生徒の陰性、濃厚接触者であるとか陽性も含めて、各学校長のほうがまず把握をした上で、我々のほうに情報提供いただいている状況ではあります。ですので、そのような状況が発生した場合には、学校のほうでグリップした後に、我々のほうに情報が来て、その都度、各関係部署に情報提供させていただけるというような現状でございます。

○大和田教育長 奈尾教育長職務代理者。

○奈尾教育長職務代理者 ありがとうございます。先ほどのオンライン授業のときのアクシデントは、家庭がもしこういう状態になったらここに連絡をとというのは、きちんと連絡をしておいていただいたほうがよろしいのではないかなと思います。

延長については、そのときの感染状況ということでありましてけれども、子どもたちは対面での学習が何よりだと思っておりますので、そういったことも視野に入れながら、ぜひお願いしたいと思います。大人のようにテレワークというわけには子どもはいかないのではないかなと思うところでございます。

それから、1人取り残された家庭の問題ですけれども、これからもっと出てくるのではないかと予想されますが、食事の問題等々もあろうかと思っておりますので、十分な対応をこれも学校と連絡を取りながらお願いしたいと思います。

以上です。

○大和田教育長 ほかにございませつか。細川委員。

○細川委員 そもそもという話になってしまうのですけれども、分散登校を実施するなどという検討はなされたのでしょうか。というのも、夏休みもこれで延長されますと50日ぐらい学校に行かないで自宅という状況が続きます。言い方は難しいですけれども、厳しい家庭ほど、その家庭にいられない子どもの状況がさらにますます厳しくなっていくところが、この延長によって見込まれるのではないかなと思うのです。もう既に生活リズムが乱れているとか食生活も乱れている、家庭内でのストレス等も高まっているようなところがあります。日ごろから家庭に居場所のない子が、先ほど来、セーフティーネットとか福祉的な機能ということも出ていましたけれども、学校が逃げ場になっている生徒がいるということも間違いのない事実だと思います。

そういった子に対して、急遽休業が延長されることによって、保護者も子どもに対応するために仕事を休まなければとか、ひどい場合には、仕事の継続が困難になってくる家庭も増えていくということで、さらにそうしたストレスといひましようか親子での軋轢も増えていくようなところも心配されます。

そうした点からも、昨年も緊急事態宣言が解除された後に分散登校したという実績もありますし、また、食の支援という点でも、給食があるということで1日に1回、まともな食事ができる家庭も実際に多くあります。こうしたことができるような何らかの対応としては、分散登校ということも考えられるのかなど。

確かに今の感染状況を見ると厳しいことも多々ありますし、保護者の声としても休校してほしいという声も多く届いていますので、難しい部分はあるかと思ひますけれども、そうした対応ができないものか。やはり先生方も、子どもたちが学校に来ることによって、子どもたちの様子がより具体的に把握できるという部分もありますでしょうし、その辺のところについてどのように検討されたのかというところもお聞かせいただければと思ひます。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 対応につきましては、当初、分散登校ということも検討してまいりました。とにかくこの感染状況でございますので、子どもが密な状況にならないように、人数を少なくするというようなことで、午前、午後の2部制であったりとか、1日置きであったりとか、それから、やはり委員おっしゃられましたように、給食というようなものを何とかして出すことができないかというようなことも考えてきたところでございます。

ただし、午前、午後の2部制にするということにつきましても、給食というものがこの体制でかなり厳しいところもあったり、あと1日ごとに分散しますと、1日は1日中、子どもたちは学校に行けないという状況にもなるということで、やはりとにかく今の感染状況での密にならないというようなことを考えて、今回のオンライン授業ということに至ったところでございます。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 実際に子どもたちが密にならないというのは、やはり厳しい部分があるというのは私も理解できますので、休校ということもいたし方ないかなとも思ひのですが、先ほど来、1つにはオンラインの対応ということも出ていましたけれども、実際これもま

た厳しい家庭などは、Wi-Fi環境が整っていない家庭もあります。残念ながら5ギガという通信制限がある中で、授業を双方向の通信をしながら何時間も受けるということは厳しいだろうと思われます。これに関しては、いつか実施されたように、必要な家庭に対しては無料のWi-Fiを貸与するなどの対応がなされるのか、その辺についてもお聞きをしたいということと、ここにも書いてありますが、家庭にいられない児童・生徒についてということで、学校の教室でオンラインの授業を受けられるようにするという、また居場所的な機能を持たせていただくということについても、ぜひともできる限り受けやすくしていただけると有り難いなと思います。

あと、給食ですね。給食はどうにかできないものかなというところは、既に検討されて厳しいということですから、難しいのは分かるのですけれども、昼食を家庭から持参するというのが果たしてどこまでできるのかなという心配があります。

もう1つ、休校に際しては、昨年もプリントがばんと配られて、それをやることができないといいますが、その負荷が子どもに対して大きかったような気がします。あとは、オンラインで1日授業を受けるというのは、子どもにとっては酷です。ですから、その辺も含めて、子どもたちがこの状況の中でも先生と交流をするだとか、安心して友人とオンライン上で会ったとしても場ができるだとか、安心できる場を提供するようなところを心掛けていただきたいなということを要望としてお伝えしたいと思います。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 オンライン授業につきましては、1日中ずっとオンラインで流しっ放しというのではなくて、例えば朝の会のところでつながって、それからあと、課題を出すところとか、そういうところではいろいろつながって、その後、子どもたちが一人学習のところがありますので、そこでは1人で学習して、あと何時になったらまたこのところでは入ってくださいねといって確認をしたりというような形で、めりはりのあるような形で実施していきたいと思います。

オンライン授業も、授業の学力保障のみではなくて、やはり先生と子どもがつながる、子ども同士がつながるというようなことを主導としてやっていきたいと思いますので、その辺りのところはいろいろ配慮してまいりたいと思っております。

やはり家庭にいられないお子さんがいるわけですので、延長した夏季休暇期間につきましては学童やユーフォーに行けるということと、それ以外のときは学校のほうで直接受けられるということで、どちらかという、今回、オンライン授業というように9月7日からし

ましたが、ハイブリッドの対応を今回試行すると言ったら変なのですけれども、そのような感じになるかなと思っております。

いずれにいたしましても、子どもたちの心身共にの健康が第一ですので、そのことについては十分注意してまいりたいと思います。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。この休業が延長された際の27日から9月3日、学童、またユーフォーというようなことでありますが、学童、ユーフォーなどでの例えば子どもの感染の状況など、これが閉鎖されてしまうということも考えられるのかなとも思います。そうした際のもう1つのさらにバックアップといたしまして、というような場が何かほかにあるのかなと、そんなところも確認しておきたいのですが、いかがでしょうか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 学童、ユーフォーが閉鎖されるということも、今の感染状況ですとあるのかなと思っております。そういう場合、子どもの居場所といったところでございますけれども、そのところは校長会にお願いしまして、学校には平日、教員が勤務しているわけですので、学校のほうでそういうお子さんたちを何とか預かれないかというような形でお願いしてまいりたいと思います。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。そこまで考えていただけていると、とても助かると思います。やはり子どもたちが安心して安全でいられる場所は、やはり、今、学校というものがその大きな場所になっていると思いますので、ぜひそうした対応をしていただいて、子どもたちが安心・安全に過ごせるような場を継続していただけたら有り難いと思います。

○大和田教育長 ほかにございませんか。千田委員。

○千田委員 質問なのですが、感染者の表があるのですけれども、教職員で感染した人数はどのくらいあるかどうかというのが1つ。

それから、今まで高校生に配っていた抗体の簡易キットを、今度は小・中にもという話がテレビでも報道されていましたが、それは来るのかどうか、来た場合、そのキットで感染が判明した場合には、どういう動きになるのかという辺りも教えていただきたいです。

○大和田教育長 まず、丸山学務課長。

○丸山学務課長 教職員の人数については、私どものほうで少し情報は入ってきてはいたのですが、今現状、把握はしていません。児童・生徒のほうについては、毎日、情報をいただいた中で、週1回、週報として出させていただいております。

もう一点なのですが、高校に関するPCRのキットと言われているものが確かにメディアとかでも流れていまして、今後、小・中学生の方に対しても検討するというような表現で我々のほうは認識していますので、そこら辺の動きを注視しながら対応していければと思っております。

以上です。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 教員の感染者数ということですが、夏休み期間中というところでは3人、学校のほうから報告がありました。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。PCRキットは配布されるのですか。

○大和田教育長 丸山学務課長。

○丸山学務課長 詳しい情報がまだ入っていないので、我々のほうにどのような指示があるのか、キットがどのような形で我々のほうに届くのか、そのスキームが今のところ現状把握しておりませんので、それに基づいて対応したいとは考えております。

○大和田教育長 千田委員。

○千田委員 分かりました。では、今、それについては、まずはないものとした形での動きしかないと思われそうですが、本日午後の校長会で、この臨時会の内容はお話いただきたいと思っております。

始業式が9月6日になるということで、9月6日までの学校の準備体制がかなり重要になってくると校長たちは多分認識すると思われそうですが、例えば子どもたちの行動規制をどうするかとか、いろいろなことが考えられるかなと思っておりますが、その辺についての指導もよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○大和田教育長 ほかにございませぬか。福谷委員。

○福谷委員 オンライン授業について、7日からのオンライン授業ということで先ほどお話を伺って、細川委員のお話で分散登校という話で、私はやはりオンラインをするにしても、もし受け手のほうでいわゆる支援が必要な、例えば小学校低学年の子とか、もちろ

ん指導されていてタブレットを使いこなせるのだと思うのですけれども、もしそうでない子たちについては、学校に来ていいということで、ですから、分散登校は午前、午後とかではなくて、家ではちょっと対応できない子は学校に来ていいよみたいな、そういうハイブリッドの部分で、7日からのオンライン授業でも、通常授業のときはハイブリッドでも対応すると書いてあるのですが、その辺から個々のいろいろな状況に合わせて分散登校という名前が正しいかどうか分からないけれども、学校に来なければならない子とか来たほうがいい子については、そういう受け皿みたいなのがあって、そういう形でハイブリッドという、私はそういうほうがいいかなと思っていたのですけれども、そういう理解はどうですか。

○大和田教育長 所指導室長。

○所教育部副参事兼指導室長 9月の第2週のところは、オンライン授業とは書かれています。下の注書きのところにありますけれども、家庭にいられない児童・生徒につきましては、学校の教室で教員からのオンラインの授業を直接受けるというような形の対応をするということですので、ある意味、ハイブリッドであるところとしては認識しております。

○福谷委員 ありがとうございました。

○大和田教育長 よろしいですか。

○福谷委員 はい。

○大和田教育長 細川委員。

○細川委員 今のハイブリッドということも含めてなのですけれども、やはり保護者のほうに行かせてもいいのだということを知らせる連絡等を丁寧にといいましょうか、密にといいましょうか、していただくと有り難いと思います。

また、もう1つ、食という点についても厳しい御家庭もあるかと思えます。そういう点では、例えばフードバンクの情報も提供するなど、あらゆる手段を使って、学校も教育委員会も支援しますという姿勢をそういうところで提示していただければ有り難く思います。

以上です。

○大和田教育長 御意見ということで承ります。ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○大和田教育長 ほかにないようですので、お諮りいたします。本件については原案どおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○大和田教育長 御異議なしとのことですので、さよう決定いたします。

以上で今臨時会に付された案件はすべて終了いたしました。

これにて令和3年調布市教育委員会第4回臨時会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

調布市教育委員会会議規則第29条の
規定によりここに署名する。

教 育 長

教育長職務代理人